

[別紙]

国家公務員の休暇等(常勤職員・非常勤職員)

2022年4月1日現在

		常勤職員				非常勤職員	
		有給 無給	根拠規定			有給 無給	根拠規定
年次休暇		有	人規15-14第18条~20条	年次休暇		有	人規15-15第3条
病 気 休 暇	私傷病	有	人規15-14第21条第1項	私傷病	無	人規15-15第4条第2項第9号	
	妊産疾病	有	人規15-14第21条第1項	妊産疾病	無	人規15-15第4条第2項第7号	
	生理日の就業困難	有	人規15-14第21条第1項第1号	生理日の就業困難	無	人規15-15第4条第2項第6号	
	公務・通勤上傷病	有	人規15-14第21条第1項第2号	公務上傷病	無	人規15-15第4条第2項第8号	
	勤務軽減措置	有	人規15-14第21条第1項第3号	勤務軽減措置	-	-	
特 別 休 暇	公民権行使	有	人規15-14第22条第1項第1号	公民権行使	有	人規15-15第4条第1項第1号	
	官公署出頭	有	人規15-14第22条第1項第2号	官公署出頭	有	人規15-15第4条第1項第2号	
	骨髄等ドナー	有	人規15-14第22条第1項第3号	骨髄等ドナー	無	人規15-15第4条第2項第10号	
	ボランティア	有	人規15-14第22条第1項第4号	ボランティア	-	-	
	結婚	有	人規15-14第22条第1項第5号	結婚	有	人規15-15第4条第1項第7号	
	出生サポート	有	人規15-14第22条第1項第5号の2	出生サポート	有	人規15-15第4条第1項第9号	
	産前	有	人規15-14第22条第1項第6号	産前	有	人規15-15第4条第1項第10号	
	産後	有	人規15-14第22条第1項第7号	産後	有	人規15-15第4条第1項第11号	
	保育時間	有	人規15-14第22条第1項第8号人規10-7第10条	保育時間	無	人規15-15第4条第2項第1号人規10-7第10条	
	妻の出産	有	人規15-14第22条第1項第9号	妻の出産	有	人規15-15第4条第1項第12号	
	男性の育児参加	有	人規15-14第22条第1項第10号	男性の育児参加	有	人規15-15第4条第1項第13号	
	子の看護	有	人規15-14第22条第1項第11号	子の看護	無	人規15-15第4条第2項第2号	
	短期介護	有	人規15-14第22条第1項第12号	短期介護	無	人規15-15第4条第2項第3号	
	忌引	有	人規15-14第22条第1項第13号	忌引	有	人規15-15第4条第1項第6号	
	父母の追悼	有	人規15-14第22条第1項第14号	父母の追悼			
	夏季	有	人規15-14第22条第1項第15号	夏季	有	人規15-15第4条第1項第8号	
	現住居の滅失等	有	人規15-14第22条第1項第16号	現住居の滅失等	有	人規15-15第4条第1項第3号	
	出勤困難	有	人規15-14第22条第1項第17号	出勤困難	有	人規15-15第4条第1項第4号	
	退勤途上	有	人規15-14第22条第1項第18号	退勤途上	有	人規15-15第4条第1項第5号	
	介護休暇	無	勤務時間法第20条第1項	介護休暇	無	人規15-15第4条第2項第4号	
	介護時間	無	勤務時間法第20条の2第1項	介護時間	無	人規15-15第4条第2項第5号	
	主 な 職 務 専 念 義 務 免 除	妊産婦の健康診査及び保健指導	有	人規10-7第5条	妊産婦の健康診査及び保健指導	有	人規10-7第5条
		妊産婦の休息・補食	有	人規10-7第6条第2項	妊産婦の休息・補食	有	人規10-7第6条第2項
		妊娠中の通勤緩和	有	人規10-7第7条	妊娠中の通勤緩和	有	人規10-7第7条

注1) 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く)が対象

注2) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

注3) 指定期間の指定の申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない(※)者が対象

※「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、指定期間の指定の申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

注4) 初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の日があるものが対象

※黄帯の部分は、2021年「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」により講じられた措置